

独立行政法人労働者健康福祉機構の 平成 17 年度の業務実績の評価結果

平成 18 年 8 月 23 日
独立行政法人評価委員会

1 平成17年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の2年度目（平成17年4月～18年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、評価を実施した。

(2) 平成17年度業務実績全般の評価

当機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、当機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していかなければならぬ。

平成17年度は、アスベスト問題という外生的要因が生じ、この問題に迅速かつ適確に対応するため、労災病院グループの蓄積された医学的知見を活用し、研究成果の普及促進、相談、医療関係者への研修、特殊健診、診断・治療を実施するなど、社会的に極めて有益な貢献と評価できる実績をあげており、独立行政法人に付与されている機動性や弾力的な業務運営といったメリットを十分活用した、積極的な取組が行われたと高く評価できる。

一般管理費について、人件費についてはより踏み込んだ削減を図り、事業費については中期目標に掲げた数値を上回るなど、業務運営の効率化に関して中期目標達成に向けた著しい成果を出すとともに、国民に提供するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための取組が積極的に行われた。

また、中期目標期間中に収支相償を目指すこととされている労災病院について、独立行政法人化後2年間で118億円の損益改善がなされる等実績を上げている。

これらを踏まえると、平成17年度の業務実績については、全体としては当機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価で

きるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 平成17年度の業務実績の中には既に中期目標及び中期計画に掲げた数値を上回った実績があり、これについては、高く評価するとともに、平成18年度以降についても、追加的な目標あるいは質的な目標を設定しつつ、より一層の業務の効率的な推進及び質の向上に期待する。
- ② 労災病院事業については、職員のモチベーションの向上といった観点から、勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関として日本国内、あるいは、世界的な視野から労災病院グループのポジショニングを明らかにし、各労災病院がこれを共有することが適切である。
- ③ 労災病院の財務内容については、前年度に引き続き、着実に改善されており評価できる。

平成18年度以降は、診療報酬のマイナス改定がある等厳しい経営環境の中、改定等による影響額などを詳細に把握・分析しつつ、中期目標達成に向けてさらなる改善の工夫を行うことが必要である。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営の体制の見直しについては、理事長メッセージを職員一人一人に対し文書で配布するなど、平成16年度に引き続き経営方針の浸透に努力をしていることは評価できる。今後とも、職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、各職種ごとの理解度を高めるよう引き続き努力を期待する。

また、医師を除く職員給与のカットに着手するとともに、労災病院間派遣交流・転任推進制度あるいは施設別業務実績の勤勉手当への反映などの施策を積極的に取り入れたことは評価できる。今後は、これらの施策を手がかりに、職員のモチベーション及びモラールを維持・向上させる仕組みの工夫を図るとともに、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

一般管理費については、人件費の抑制を図る等により平成16年度に対して3.4%の節減、事業費については、平成16年度に対して2.2%の節減となり、特に事業費において中期目標に掲げた数値を上回

ったことは評価できる。今後とも、一般管理費・事業費の効率化により一層努力することを期待する。

労災病院の統廃合については、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保等に配慮し、計画どおり円滑に処理したことは評価できる。なお、今後予定されている病院の廃止・統合についても順調な取組を期待する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価を全面的に導入したことは評価できる。

制度導入による成果が出るには時間をするものであるが、今後は、民間で導入されている諸制度についても参考としつつ、この業績評価制度について引き続きその定着を図っていく必要がある。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災疾病に係る研究開発については、労災疾病12分野ごとの研究開発の体制ができあがった結果、アスベスト関連疾患及びじん肺に関する研究を始め各分野において特筆に値する臨床医学研究に係る実績を上げたことは高く評価できる。特に、アスベスト問題に関して、社会の要請に即応した迅速な対応を行ったことは、過去の機構の取組の結果であり、機構の存在価値を示したと評価できる。今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待する。

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標の数値目標達成に向け大きな成果をあげるとともに、地域のニーズの把握など前年度当委員会が指摘した事項を踏まえ努力していることは評価できる。今後は、実施した対策の効果について研究・調査をしつつ、対象者を拡大し幅広く働きかけていくことを期待する。

勤労者医療の地域支援については、患者紹介率、高度医療機器の受託検査の実施件数が中期目標比で十分な実績を上げている。特に、労災指定医療機関等に対して満足度調査を実施し、医師から77.0%の満足度を得たことは評価できる。今後、更なる満足度の向上を目指す事業の展開を期待したい。

高度・専門的医療の提供については、医療機関としての基盤である良

質で安全な医療の提供のため、労災病院間医療安全相互チェック、クリニカルパスの活用、病院機能評価への積極的な取組、病院ＩＴ化を推進したほか、優秀な人材の確保に向けた労災病院群後期臨床研修制度の新設等高度・専門的医療の提供のための質の向上に工夫が見られる点が評価できる。

行政機関等への貢献については、アスベストによる健康被害に対し、機構本部、労災病院等に健康相談窓口を設置するとともに、アスベスト疾患センターにおいて民間医師に対する講習会を開催するなど、行政の緊急課題に積極的に貢献したことは評価できる。これらアスベスト問題への対応は、国民の不安を払拭する上で大きな役割を果たすとともに、セーフティーネットとしての存在価値を認識されることにもなった。今後は、第2のアスベスト問題が生じないよう診療活動や臨床医学研究等を通じて得られた労災疾病に係る新たな知見について行政へ積極的に提言・情報提供することを期待する。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、前年度に引き続き、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者の割合を上回る実績となり、評価できる。今後、更に患者の職場・自宅復帰をすすめていくには、退院後の実情を踏まえたきめ細かな対応をしていく必要がある。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、前年度に引き続き、満足度調査において有用であった旨の回答が中期目標に記載された数値を上回ったほか、海外赴任中の健康管理サービスの提供や海外医療事情に関する情報提供によりセンター利用者数などの実績が順調に成果をあげていることは評価できる。今後とも、業務の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、アスベスト問題に関して、過去において蓄積した知見を生かし、各センターに健康相談窓口を開設し、現地相談窓口及び講習会を実施するなど、国民の不安の解消に精力的に取り組んだことは評価できる。今後は、アスベスト以外の他の産業保健分野に関する問題についても、今回と同様に積極的に対応することを期待する。なお、引き続き、研修・相談等を実施することによる事業効果の分析を長期的に行っていく必要がある。

⑤ 助成金事業

助成金の効果的、効率的な支給のために、助成金の申請受付期間の延長、支給回数の増加、コンピュータープログラムの改善を図ること等により助成金支給までの期間を更に短縮し、特に自発的健康診断受診支援助成金について中期目標に掲げられている数値を上回ったことが評価できる。また、不正受給の防止措置について、事業所に対する現地調査の実施とともに、不正受給が発覚した場合、事業所名を公表することとした点も評価できる。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、審査事務の標準化、支払回数の増加等により請求書の受付から支払までの期間を29.6日に短縮し中期目標に掲げられている数値を上回ったことは評価できる。今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者毎の社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率が平成16年度に比し1.6ポイント高まるとともに、前年度、当委員会が行った指摘等に対して、直ちに外部の有識者等からなる懇談会を設置し検討するなど精力的に取り組み、2所廃止の決定を含む制度の抜本的な見直しに着手したことは評価できる。今後も、障害者自立支援法の動向も踏まえつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、急性期医療・高度医療の提供により大きく収入を増加させ、対前年度比55億円の損益改善が図られたことは評価できる。しかしながら、依然として当該年度の当期損失は73億円であり、診療報酬マイナス改定の厳しい環境の中、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。

② 人事、施設・設備に関する計画

労災病院間派遣交流・転任推進制度や個人別役割確認制度の導入を決定するなど、人材の確保及び確保した人材の有効活用に積極的に努力したこと、施設の計画的な保全に向けた取組を推進したことは評価できる。今後は、人件費の適正化と能力向上の両立を図りつつ、職員の活性化を図るとともに、施設の保全に向け一層努力することを期待する。